

藁の上からの養子：産婆による仲介ケースからみた養育者の決定

Deciding Who is the Parent

: adoptions done through falsified birth certificates

白井千晶（静岡大学）

Chiaki Shirai (Shizuoka University)

shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp

かつて人工妊娠中絶が困難であった時代において、妊娠したら産む以外に選択はなかった。しかし産んだ人（家）が育てるか育てないか、誰が育てるかを決めることはできた。また、近代医療による不妊検査や不妊治療が困難であった時代において、子どもをもらうことも一つの選択としてあった。

そこで本報告では、日本の主に昭和期の養子の仲介に関する語りから、誰が養子に出したか、誰が養子をとったか、どのような形式の養子だったか、どのように仲介されたかを明らかにする。

目的：昭和初期および中期に、共同体において、誰が児を育てるかがどのように決定されていたかを明らかにする。

データ：Midwife（産婆、助産婦、助産師）への聞き取り。1993年から2012年までに113名のMidwifeにインタビューを実施。うち43名に養子の仲介をおこなったか尋ねた（主に明治、大正生まれの元開業産婆）

背景：①人工妊娠中絶が困難。（刑法で堕胎罪と規定、医師の病气証明書があれば可だったが、1940年の国民優生法以降は警察の証明書も必要に。1948年優生保護法により人工妊娠中絶が容認。1949年優生保護法改正により経済的理由も可。） 「産児制限」の動向があったものの、第二次世界大戦により弾圧された。

②出生の場所は自宅等、出産介助者はいないか、家族のみの地域も少なくない。あるいは産婆。1960年代に病医院出産が主流に。

③出生届 1948年戸籍法改正以降出生証明書の添付が義務付けられる。

④戸籍 明治民法から1942年民法改正まで子の父が認知して戸主が同意した非嫡出子は庶子として父の戸主の戸籍に、認知しておらず母の戸主が同意した子は私生子として母の戸主の戸籍に入る。母の戸主が同意しない場合は、非嫡出子を戸主とする新たな家を設ける（一家創立）。母の戸籍には非嫡出子を出産した事実は記載されない。

⑤旧民法では養子縁組をなすのは戸主または推定家督相続人。家族が養子をとるさいは戸主の同意が必要。長男がある時は男子を養子にとれない。1947年民法改正により、直系卑属でない未成年子の養子縁組は家庭裁判所の許可が必要に。1987年民法改正により特別養子縁組新設。

⑥児童福祉行政 1947年児童福祉法制定により児童相談所が全国に設置され、里親制度が

創設される。1988年より特別養子縁組の創設により養子縁組を業としておこなう民間機関・個人は社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として届出。

「藁の上からの養子」とは、育てる人の子ではないにもかかわらず、実の子であるかのように出生を届け出た子。言い換えれば、出生後まもなく育てる人に引き渡され、法的な養子縁組届をしないで養子になった子。

概要：

①どのように仲介されたか

養子に出す人と養子をとる人の互いの顕名性

「未婚の母」など「訳あり」の場合は、互いに知らせないが、縁戚関係がある場合は知らせる、個人を顕名にせず事情や人となり伝えるなどして信頼性を確保するなど、産婆が状況に応じて調整していた。

法的手続き

役所に出生を届けるのは養育者なので、産婆が出産者の名で出生証明を書いても、届けられないことを知っている。養育者の名で証明を書くこともあれば、二者で話し合ってもらい、空欄にしておくなど、養育者に委任したり関与しない証言もあった。法的な養子縁組届を誘導する証言もあった。

②誰が仲介したか

産婆の他、産婆会、病院、寺院などが法的養子縁組の仲介、藁の上からの養子の仲介をおこなっていた証言が得られた。時期はケースによって異なるが昭和30年代まで等。台帳がある、妊産婦を長期に預かって入院させる、産婆会の広報への掲載や会合での情報共有など、制度化していたという語りもあった。

③誰が養子に出したか 多子、出生の間隔が短い、多胎、「女中」などの予定外の妊娠など。

④誰が養子をとったか 子どもがいない夫婦。姑の意向など「家」の決定がうかがわれる。

示唆：養子に出したい人（家）、養子に取りたい人（家）、仲介者が、それぞれアクティブなエージェントになっていた。一方で、現代日本社会では、児童福祉、危機的妊娠相談支援が公式に制度化し、養子に出したい人、取りたい人はそれらの公式制度に決定を委任している。

本報告は JSPS 14710149、10J40128 の成果の一部を使用している。

参考文献

白井千晶「昭和期における助産婦の仲介による養親子関係の創設について：とくにいわゆる「藁の上からの養子」について」『和光大学現代人間学部紀要』2013

白井千晶「第二次世界大戦前・後のインフォーマルな養子仲介のありようについて－産婆・助産婦による仲介を中心に」『新しい家族』2013年

白井千晶「明治後期から昭和中期における組織・団体の養子縁組への関与」『新しい家族』vol. 55, 138-144, 2013

Shirai, Chiaki, The Social Role of Traditional Midwives in Japan: Through the Lens of Mediating Adoption, ASIAN STUDIES, 12, 9-16, 2017